

緊急通報装置利用の申請について

装置利用の申請にあたり、下記の書類に必要事項を記入押印の上、提出をお願いします。

記

1 提出をお願いする書類

- (1) 松本市緊急通報装置利用申請書 1部
 - ・装置設置の連絡や工事の立会いのため、設置時の連絡先を申請書の書面の特記事項に明記してください。
 - ・裏面も忘れずに記入してください。
 - ・自分で記入することが難しい方は、親族や民生委員、介護支援専門員に協力してもらってください。
 - ・協力員及び親族に対して、あらかじめ装置を利用することをお話ししてください。
- (2) 松本市緊急通報装置利用契約書 2部
 - ・契約内容を確認した上で記入押印をしてください。
- (3) 所得に対する松本市の調査に関する承諾書 1部

2 提出先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市役所 高齢福祉課 福祉担当（本庁舎北別棟1階）
TEL：34-3492

3 口座振替依頼書の提出について

後日、高齢福祉課よりご自宅へ用紙をお送りします。

4 その他

- ・利用申請後、機器の設置前に入院等の事由により利用を中止される場合は、お早めに担当までご連絡をお願いします。
- ・協力員及び親族の住所や電話番号が変わったとき、又は協力員及び親族を別の方へ変更したいときは利用変更届の提出が必要となります。緊急時の連絡等に支障が出ますのでご注意ください。
- ・住所変更等、申請時の登録内容を変更される場合は、変更届の提出が必要となります。
- ・転居に伴う装置の移設費用は利用者の負担となります。
- ・長期入院等で自宅に不在となる場合、ご家族と同居をされる場合及び松本市外への転出される場合等は機器の撤去となります。事前に利用停止届の提出が必要となります。